

令和3年5月14日

保護者 各位

鹿児島県立種子島中央高等学校
校長 古江 龍二

本県における感染拡大警戒基準「ステージⅢ」への引き上げに伴う
学校及び家庭の対応について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対しましては、格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和3年5月7日鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染拡大警戒基準が「ステージⅢ」に引き上げられ、感染拡大警報が発令されました。このことを受け、本校においても文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021.4.28Ver.6）」に基づき、感染症対策の一層の徹底を図りながら教育活動を実施してまいります。

なお、御家庭におかれましても「新しい生活様式」を踏まえ、引き続き感染症対策を行っていただきますようお願い申し上げます。

つきましては、下記の内容を確認いただき、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における対応

(1) 感染症対策について

ア 換気は、気候上可能な限り常時行うなど徹底する。

イ 校内では、原則マスク着用とし、3つの密が同時に重ならないようにする（体育の授業では、着用の必要はありません。）。

ウ 外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後、清掃後など、手洗いを徹底させる。各教室等に消毒液を設置していますが、手指の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

エ 特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を使用して清拭する。

(2) 学習活動について

ア 生徒同士の距離を可能な限り確保して授業を実施する。

イ グループワークや実験など生徒が近距離で活動するものについては、感染症対策を行った上で、可能な限り実施する。

ウ 体育の授業は、生徒の間隔を十分に確保するなど感染症対策を行った上で実施する。

エ 図書室利用前後には、必ず手洗いをする。

(3) 部活動について

- ア 健康観察を行う。なお、発熱等の風邪症状がある場合は、活動を見合わせ自宅で休養させる。
- イ 感染リスクの高い活動は避けるとともに、体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。
- ウ 部室等の利用については、短時間の利用とするなど感染防止に努める。
- エ 当面、県境をまたぐ練習試合・合宿等については行わない。県内の学校間で実施する場合は、地域の発生状況等を踏まえて検討する。

(4) 通学バスの利用について

- ア 定期的に窓を開け換気を行う。
- イ マスクを着用するとともに座席の間隔を空け会話を控える。
- ウ 手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- エ 生徒が触れる手すり等を消毒する。
- オ 車内での飲食は行わない。

2 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について

感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されることではありません。差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得るとともに、悪い情報ばかりに目を向けず、差別的な言動に同調しないことが大切です。

3 保護者へのお願い

- (1) これまで同様、登校前は毎日検温及び健康観察を行ってください。発熱等の風邪症状のある場合は、学校へ連絡し自宅で休養させてください。また、生徒と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校を控えさせてください（学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置をとります。）。なお、症状が続く場合は保健所へ連絡し指示を受けてください。
- (2) 学校で、発熱等風邪の症状が発生した際は早退とし、症状がなくなるまでは自宅で休養となります（学校保健安全法第19条の規定に基づき出席停止の措置をとります。）。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、どんなに感染症対策を行っても感染リスクをゼロにすることはできません。感染拡大を抑えるためには、この事実を前提として、迅速かつ的確に対処することが必要となります。そこで、生徒・生徒と同居する家族がPCR検査を受ける際、及び検査後の診断結果については、可能なかぎり学校へ連絡をお願いします。
- (4) 休日において不要不急の外出を控え、友人同士の家間での行き来を控えるなど細心の注意を払ってください。